

- カ) 部のDXの推進に関すること  
 • 大分県DX（デジタルトランスフォーメーション）推進戦略のうち、土木建設部に関するDX施策を推進する。

### (3) 建設技術情報班

- ア) 発注者の技術力確保に関すること  
 1) 技術管理に関すること  
 • 土木工事の調査・設計・施工関係の基準や要綱の改定  
 • 新技術・新工法の活用促進  
 2) 積算基準の改定に関すること  
 • 土木工事標準歩掛及び災害復旧工事の査定に関する歩掛の改訂  
 • 公共事業労務費調査、資材単価調査、施工形態動向調査  
 イ) 事業の進行管理に関すること  
 • 公共事業の執行計画と進行管理  
 ウ) 働き方改革の推進、生産性向上の取組に関すること  
 • 週休2日工事、工事書類の簡素化、ICT活用工事、遠隔臨場、情報共有システム試行工事等  
 エ) 公共事業業務システムの運用改善及び保守に関すること  
 • 大分県共同利用型積算システムなどの総合的な運用・管理  
 オ) 公共事業の価値向上（バリュー・エンジニアリング）に関すること  
 • 設計V/Eや契約後V/Eの取組み

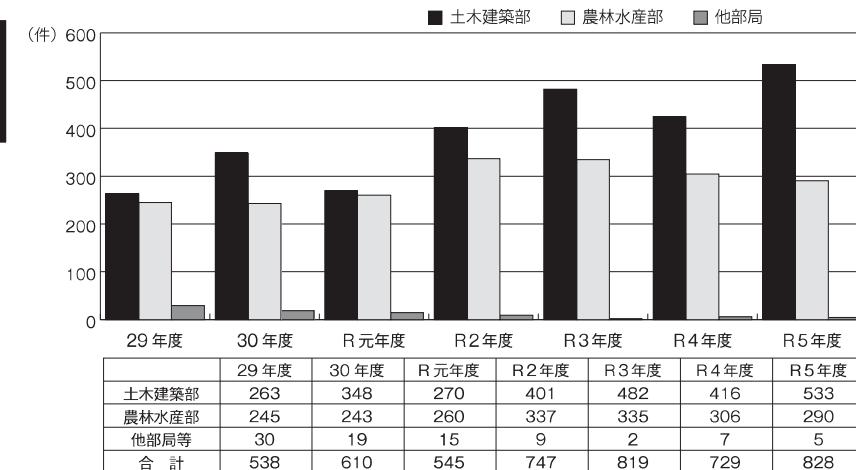
※令和6年度事業計画は「資料編」82ページに記載

### (4) 事業・環境評価対策班

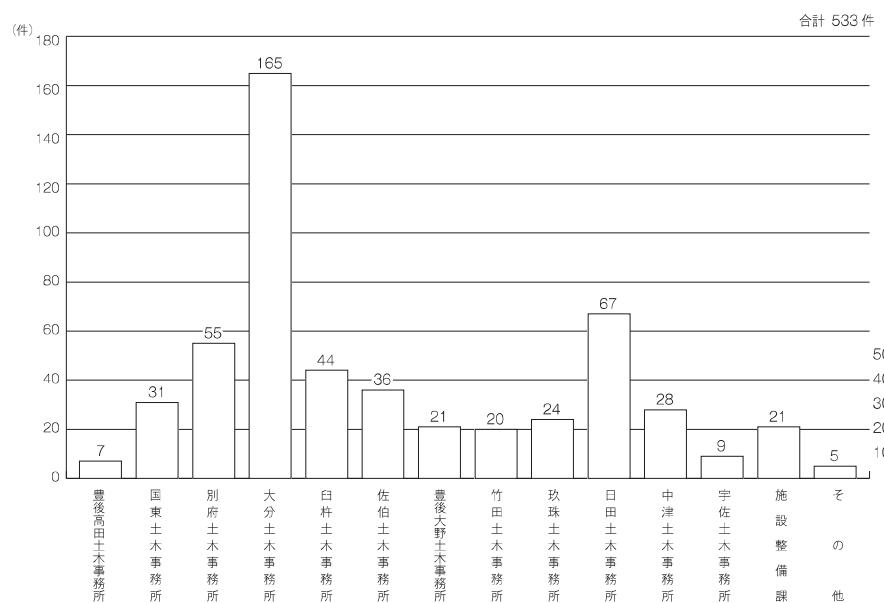
- ア) 公共事業評価の推進  
 • 公共事業の効率化、重点化、事業実施過程における透明性の向上を図るために公共事業評価に関する調整や指導  
 • 大分県事業評価監視委員会（第三者機関）、府内判定会議（部外機関）、検討部会（部内機関）の開催及び運営  
 イ) 環境影響評価等に関する調整  
 • 土木建築部が実施する公共事業の環境アセスメント等に関する生活環境部との調整  
 • 土壌汚染対策法、自主的環境配慮指針の部内発注機関への周知及び指導  
 ウ) 文化財調査に関する調整  
 • 公共事業の円滑な執行と文化財の適切で調和のとれた保存のため、文化課及び埋蔵文化財センターとの調整  
 • 文化財保護法の部内発注機関への周知及び指導  
 エ) 建設リサイクルの推進  
 • 建設リサイクル法に基づく工事届出、通知業務の総括  
 • 分別解体、再資源化に対する指導  
 • 建設発生土の情報交換  
 オ) 共生のまち整備事業  
 • 歩道段差解消や信号機の視覚障がい者用音響装置の設置等、県が設置管理する公共施設のバリアフリー化等を推進  
 ※令和6年度事業計画は「資料編」82ページに記載  
 カ) 地域の安心基盤づくりサポート事業  
 • 道路を除く県管理の公共施設において、小規模な損壊や施設機能の維持に支障等が発生した場合、住民からの要請に応じて迅速に修繕・支障の除去等を行う。

※令和6年度事業計画は「資料編」82ページに記載

年度別工事検査件数



令和5年度土木建築部事務所別工事検査件数



## 用地対策課

## 1. 業務の概要

用地対策課では、土木建築部の事業に必要となる土地「事業用地」を取得するために、用地買収や物件補償に関する指導事務を行っている。

また、土地取用法に関する事務（取用委員会や、市町村等事業の事業認定）を行っている。

## (1) 用地補償

土地の提供や物件の移転等に伴って通常生じる損失は、原則として金銭をもって補償することになっている。これを「用地補償」という。

用地補償は、一部の権利者に過分の利得をもたらすものであってはならない一方で、不当な受忍を強いるものであってはならない。すなわち「正当な補償」であることが求められる。

このため、大分県では「大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準」を定め、この基準に基づいて適正で公平な用地補償を行っている。

## (主な業務)

- ・適正で公平な補償を行うため、損失補償基準の適正な運用と補償理論や補償事例の研究・調査に取り組み、各土木事務所等を指導している。
- ・公共事業を円滑に遂行するため、計画的な用地の確保を目指し、各土木事務所等の用地取得を支援している。
- ・土地の所有者など関係する方々に、安心して土地を提供していただけるよう、信頼される用地職員の育成に取り組んでいる。

## (2) 土地取用制度

補償金の額などにより権利者の同意が得られない場合や、土地の所有権や境界について争いがあるため、話し合いで事業用地を取得することができない場合がある。

このような場合には、事業実行者は土地取用法に定められた手続を経て、土地所有者や関係者に適正な補償をしたうえで、土地の取用を行っている。

## (主な業務)

- ・法律、経済及び行政の各分野から選ばれた7人の委員で構成された取用委員会が、土地取用の裁決申請に基づいて、事業実行者と土地所有者等との間の損失の補償などの争いを中立の立場で公正に審理し、裁決を行っている。

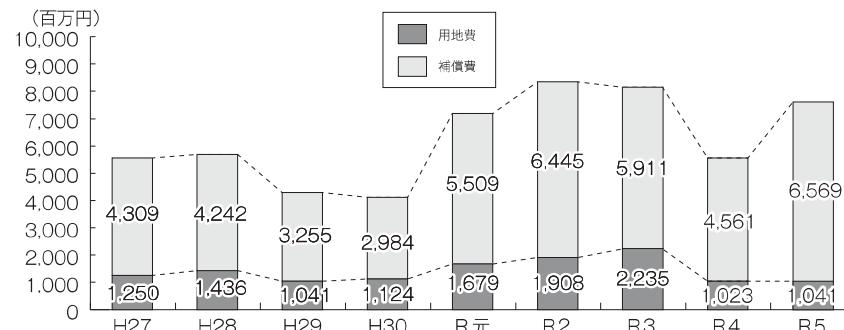
## 2. 大分県の状況

ア) 用地及び補償の実績（令和5年度）

	取得筆数（筆）	取得面積（m <sup>2</sup> ）	用地費（千円）	補償費（千円）	合 計（千円）
道路	501	117,493	586,558	4,576,760	5,163,318
河川	82	17,256	80,310	436,674	516,984
砂防	234	64,541	125,600	179,346	304,946
港湾	20	2,464	7,085	64,082	71,167
街路	38	3,666	239,898	1,180,189	1,420,087
その他	294	41,410	2,236	132,316	134,552
計	1,169	246,830	1,041,687	6,569,367	7,611,054

※端数処理のため各欄の合計値と計欄とが一致しない場合がある。

イ) 用地費及び補償費の推移



ウ) 裁決申請等件数の推移

前年度からの 繰越件数	申請件数	処理状況			計	翌年度への 繰越件数
		裁決件数	和解件数	取下げ件数		
平成 27 年度	0	5	2	0	2	3
平成 28 年度	3	1	3	0	3	1
平成 29 年度	1	0	1	0	1	0
平成 30 年度	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和 2 年度	0	0	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	0	0	0	0
令和 4 年度	0	3	1	0	2	3
令和 5 年度	0	1	0	0	0	1

## 道路建設課、道路保全課

### 1. 業務の概要

道路建設課では、道路事業全般の調整や、県が管理する国道及び県道の（主に）改良に係る調査、計画及び工事の施工に加え、高速道路事業や国直轄事業の促進及び連絡調整に関する業務などを行っている。

道路保全課では、県が管理する国道及び県道の管理業務や道路関係法令に基づく業務に加え、維持及び補修、交通安全、無電柱化、防災、災害復旧などに係る調査、計画及び工事の施工、市町村事業に関する業務などを行っている。

### 2. 大分県長期道路整備計画『おおいたの道構想 2015～改訂～』

近年において、東日本大震災や九州北部豪雨災害の発生に加え、切迫する南海トラフ地震、激甚化する気象灾害、加速するインフラの老朽化、人口減少に伴う小規模集落の増加など、道路整備を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした中、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」（令和2年3月改訂）及び大分県土木建築部長期計画「おおいた土木未来（ときめき）プラン 2015」（令和2年3月改訂）などの策定を踏まえ、これまでの道路整備の状況や成果、昨今の道路事業を取り巻く情勢の変化を踏まえながら、新たな課題に取り組み、効率的・効果的な整備を進めるために、令和6年度を目標年度とする大分県長期道路整備計画「おおいたの道構想 2015～改訂～」（令和3年3月改訂）を策定している。



実施方針としては「安心・活力・発展プラン 2015」（令和2年3月改訂）及び「おおいた土木未来プラン 2015」（令和2年3月改訂）の趣旨を踏まえ、「生活の安全・安心を高める道路整備」、「まちの魅力を高め活力のある地域づくりを支える道路整備」、「県土の発展を支える道路整備」の3つの視点から道路関係の主要施策の概要、目標、優先度を考え、引き続き効率的・効果的な道路行政を実施していく。

※詳細は「資料編」に記載(P85～)  
「豊ちゃん」は、道路事業の今後5年間での開通目標を示す取組で、毎年公表している。これは、「おおいたの道構想 2015～改訂～」を具体にするための年度単位でのP D C Aサイクルにあたるものである。

開通時期を明確にすることにより、予算の重点配分や目標達成に向けた事業の進捗管理、説明責任の向上に資することを目的としている。

令和5年度の達成状況は、目標40区間約9.7kmの開通目標に対して40区間、約9.9kmを開通することができた。

令和6年度の開通目標は、32区間、約8.2kmとしている。

<主な開通区間>

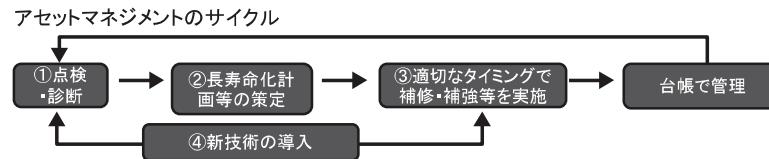
一般国道500号（明礬工区）約0.15km、一般県道四浦日代線（仙水工区）約0.11km

<主な開通予定区間>

一般県道白杵津久見線（下り松工区）約0.56km、主要地方道緒方朝地線（上尾塚工区）約0.10kmなど

### 3. 道路施設のアセットマネジメント

わが国では高度経済成長期に集中的に整備された橋梁やトンネル等の社会インフラの老朽化が進行している。そこで、公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来にわたって安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供することを目的としている。

**①インフラ点検の着実な推進**

交付金の活用等により、橋梁、トンネル等のインフラ点検を実施

**②施設毎の長寿命化計画等の策定**

点検結果を踏まえ、対策の内容や時期等を長寿命化計画等として順次策定

**③補修対策の実施**

計画に基づき優先順位を定めて適切なタイミングで対策を実施

**④維持管理コストの低減に資する新技術の導入**

道路照明のLED化の推進、日常パトロールにおいて、スマートフォンの加速度センサーを用いた路面状況調査を実施

道路施設数			
令和6年4月1日現在			
施設名	道路施設名	単位	総数
橋梁	橋梁	橋	2,534
	横断歩道橋	橋	43
トンネル	トンネル本体	本	260
舗装	舗装	km	3,171
道路のり面工・土工構造物等	擁壁（補強土壁、混合擁壁）	箇所	1,088
	高盛土（2段以上）	箇所	595
	アンカー	箇所	164
	モルタル・コンクリート吹付	箇所	3,674
	法枠	箇所	732
	落石防止柵、落石防止網	箇所	2,086
	両渠（w = 5 m以上）	箇所	58
	ロックシェッド（覆道）	箇所	7
道路付属物	道路情報板	基	165
	道路照明	箇所	7,402
	道路標識	基	2,108

**4. 施策の概要・主な当年度事業****(1) 道路改良****ア) 高規格道路**

広域道路ネットワークの充実・強化を図る。

**①東九州自動車道4車線化**

- 宇佐IC～院内IC
- 大分宮河内IC～白杵IC付近
- 津久見IC～佐伯ICの一部

**②中九州横断道路**

【国事業】竹田阿蘇道路

**③中津日田道路**

【国事業】三光本耶馬渓道路

【県事業】耶馬渓山国道路・日田山国道路

**イ) 一般国道（直轄管理区間）**

渋滞緩和や交通機能の確保等を進めるため道路改良事業の促進を図る。

- 一般国道10号（高江拡幅）
- 一般国道210号（横瀬拡幅）
- 一般国道210号（川下改良）

**ウ) 一般国道（県管理区間）・県道**

地域間の交流を図るとともに都市部の渋滞緩和や交通機能の確保、地方部の生活道路の改善等を図るため道路改良事業を推進する。

**①一般国道（県管理区間）**

- 一般国道197号（鶴崎拡幅）・一般国道212号（日田拡幅）・一般国道217号（平岩松崎バイパス）ほか

令和6年度は、一般国道212号日田拡幅（一部区間）など6区間約2.5kmの開通を予定している。

**②県道**

- 主要地方道中津高田線（江須賀～金屋工区）
  - 一般県道柄野西大山線（中津江工区）
  - 一般県道三重新般線（牟礼前田工区）
  - 一般県道東安岐線（下原工区）ほか
- 令和6年度は、主要地方道緒方朝地線（上尾塚工区）など7区間約1.3kmの開通を予定している。

**(2) 県単独事業**

一般改良事業、地域振興道路改良事業、高規格関連事業などにより、生活に密着した道路の改良事業を推進する。

- 主要地方道日之影宇目線（長瀬2工区）
- 主要地方道白杵停車場線（白杵工区）
- 主要地方道耶馬溪工区線（鳴良工区）
- 弓立上戸次線（中野工区）ほか

令和6年度は、主要地方道三重野津原線（藤北2工区）など11区間約2.3kmの開通を予定している。

**(3) 交通安全**

交通安全施設（歩道、自転車歩行者道、防護柵、道路照明灯、道路標識等）の整備を推進し道路交通の安全の確保と円滑化を図る。

平成24年度に全国で多発した通学児童の交通事故を契機に、毎年、学校関係者や警察と連携し、通学路の合同点検を実施している。合同点検で抽出した危険箇所の解消や法指定通学路の歩道整備を中心に交通安全事業を推進する。

- 一般国道326号（小坂工区、自転車歩行者道）
  - 一般国道213号（狩宿工区、自転車歩行者道）
  - 主要地方道飯田高原中村線（田野工区、歩道）
  - 主要地方道中津高田線（浜高家工区、歩道）ほか
- また、近年増加している高齢者の交通事故を抑制するために、警察が指定した「高齢歩行者事故多発地域」や未就学児の移動経路において、車止めや防護柵等の交通安全対策を実施する。
- 令和6年度は、一般国道213号（狩宿工区）、一般県道東安岐線（つつじヶ丘工区）など、4区間約10.8kmの開通を予定している。

**(4) 道路の維持・管理****ア) 維持・補修**

道路の機能を常に良好な状態に保ち、安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るために、施設の点検や道路パトロールを実施し、舗装補修、橋梁補修、トンネル補修、街路樹管理等により、施設の適切な維持管理等を行う。

- 橋梁補修 主要地方道天瀬阿蘇線（下筌橋）ほか
- 舗装補修 主要地方道大在大分港線（大分市萩原）ほか

**イ) 改善**

道路利用者の利便性及び安全性向上を図るため、「小規模改築」と「修繕」を組み合せた事業を実施する。

- 身近な道改善事業 主要地方道安心院湯布院線（宇佐市安心院町鳥越）ほか

**ウ) 防災対策**

落石等の自然災害を未然に防止し、地域の安全な生活を支えるとともに大規模な地震が発生した場合にも、橋梁の落橋・倒壊など重大な被害が生じないように橋梁の耐震化を行う。

- 主要地方道別府一の官線（別府市大字南立石）ほか
- 一般国道217号（上青江橋）ほか

**エ) 管理**

道路法に基づく許可事務、境界確認、消耗品の交換等の事務を行っている。主な許可事務は以下のとおり。

- 道路工事施行承認（法第24条）～歩道の切り下げ、法面の埋土 等
- 道路占用許可（法第32条）～電柱、水道管、工事用の足場 等

・特殊車両通行許可（法第47条の2）～一般的制限基準を超える車両の通行許可

また、災害が発生した場合に緊急車両等の通行を確保するため、平成29年7月から道路法第37条に基づき緊急輸送道路上の電柱の新設を原則として禁止。

## (5) 令和5年度事業計画

## 国庫補助事業

事業名	予算額	概要
道路改良事業費	15,011,882	高速道路を補完する循環型高速交通ネットワークを整備するとともに、まちなかの活潑対策、主要な道路や地域産業・観光交流を促進する基幹道等の整備を実施する。
交通安全事業費	2,323,721	歩道や自転車歩行者道の設置、交差点の改良等の交通安全対策や緊急輸送道路等の無電柱化工事を実施する。
道路防災事業費	1,306,412	防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間ににおける道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進し、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保する。
道路施設補修事業費	7,187,707	定期点検の結果、早期対策が必要とされた橋梁、トンネル等の補修対策を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。
国直轄道路事業負担金	3,029,810	
国庫補助事業計	28,859,532	

## 県単独事業

事業名	予算額	概要
交通安全事業費	503,200	交通安全施設の新設や更新等を行い、交通事故未然に防止し、道路利用者の安全確保とサービス向上、高齢者や子どもなどのいわゆる「交通弱者の」の「安全で安心して暮らせる社会」の実現を図る。
道路防災事業費	924,500	防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間ににおける道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進し、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保する。
身近な道改善事業費	800,000	住民の生活に密着した道路の利便性・安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道整備等の小規模な改良や通学路安全対策を実施する。
側溝整備事業費	91,615	道路側溝の未整備箇所、破損箇所について、順次整備を行い、交通の安全性向上を図る。
道路施設補修事業費	2,759,028	定期点検の結果、早期対策が必要とされた橋梁や舗装の補修対策を行いうとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。
道路改良事業費	4,075,080	集落から病院へのアクセス、通学・買い物等の利便性の向上など生活の安全・安心を高めるための道路を整備する。
橋梁整備事業費	122,900	交通需要の増大、車両の大型化等に伴って緊急に整備の必要がある橋梁の新設または架替えを行う。
その他の	2,976,005	道路管理費、市町村指導監督事務費、道路橋梁調査費、道路維持修繕費、クリーンロード支援事業費、道路関係受託事業費、安全・安心道路環境創出事業費、高速自動車建設促進事業費
県単独事業費計	12,252,328	
合計(補助+県単)	41,111,860	

## 河川課

## 1. 業務の概要

河川課では、県民の生命や財産を洪水や高潮などの被害から守るために堤防や護岸等の整備や治水ダム等の建設を進めるとともに、自然環境や生活環境に配慮した水辺づくりにも取り組んでいる。また、災害復旧、河川の堆積土の除去や草刈り等の維持管理、河川や海岸に関する許認可の審査、広域利水の調整並びに水资源の開発及び国等の建設するダムの連絡調整、水资源地域の振興対策に関することなどを担当している。

## 2. 施策の方向

河川課所管の業務は、大きく施設の建設と維持管理に大別される。

- 施設の建設は、次の方針により定めた計画(※)に基づき事業を推進する。
- (1) 安全で安心して暮らせる豊の国の川づくり
  - (2) 清らかな水と健全な水循環を構築する川づくり
  - (3) 自然と共に共生し、生き物にやさしい川づくり
  - (4) 新たな文化の創造と地域づくりと一体となった川づくり
  - (5) 海岸侵食、高潮等に対して安全で美しい海岸づくり

維持管理では、河川、治水ダム、海岸等の許認可事務等を行い公共財産の適正な維持管理を行う。

また、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域内のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」を、総合的・多層的に推進する。

※川ビジョンおおいた2021、河川整備計画、海岸保全基本計画等

## 3. 大分県の現状

## (1) 河川

県内を流れる一級河川は、6水系374河川2,077km(うち国土交通大臣管理区間197km)、二級河川は、93水系211河川989kmで、合計99水系585河川3,066kmである。

この一、二級河川の合計延長は九州で一番長く、全国12番目の長さで、そのうち県管理延長は全国で10番目にあたる。

このほか市町村管理の河川として、一級水系328河川397km、二級水系220河川223km、単独水系50河川45kmの合計598河川665kmが準用河川に指定されている。

## 県下河川・数・延長・管理区分

令和5年4月30日

区分	水系名	河川数(本)	河川延長(km)	管理区分(延長)(km)	
				国	県
一級河川	筑後川	80	449.5	61.3	388.2
	五ヶ瀬川	25	125.0	-	125.0
	番匠川	52	263.6	33.8	229.8
	大野川	135	810.3	32.3	778.0
	大分川	49	256.6	32.6	224.0
	山国川	33	171.8	36.5	135.3
計		6	374	2,076.8	196.5
二級河川		93	211	988.7	-
合計		99	585	3,065.5	196.5
					2,869.0

## (2) ダム

県内のダム（補助）は、多目的ダムとして芹川、北川、野津の3ダム、治水ダムとして安岐、黒沢、青江、床木、行入、稻葉、玉来の7ダムの計10ダムを管理している。

## (3) 海岸

県内の海岸は、豊前豊後沿岸、豊後水道西沿岸の2沿岸から構成されており、海岸数は26、海岸線の延長は769kmで、全国総海岸延長の2.2%にあたり、このうち国土交通省水管理・国土保全局所管海岸は、263kmで総延長の34%を占めている。

(令和6年3月31日現在)

沿岸数	海岸総延長	海岸保全区域延長	うち、水管理・国土保全局所管			
			海岸数	地区海岸数	海岸総延長	海岸保全区域全長
2	769km	347.5km	26	42	263km	55.1km
						45.0km

## 4. 施策の概要

### (1) 河川改修事業

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、安全・安心な社会を実現するために河川毎に計画的な整備を実施する。また、激甚な水害の発生や床上浸水の頻発により、人命被害や県民の生活に大きな支障が生じた地域等においては、集中的に再度灾害防止対策を実施する。

加えて、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境及び多様な河川景観を保全・創出する。

### (2) 治水ダム建設事業

令和6年度より、国東市安岐町の二級河川安岐川において「安岐ダム再生事業」を開始した。

本事業は、安岐川の根本的な治水対策として現在の安岐ダム（昭和46年完成）の嵩上げ等、既存施設の治水機能を増強し、下流域の浸水被害を防止するものである。



安岐ダム

### (3) ダムメンテナンス事業

管理ダムにおいて、設備等の老朽化により、機能の維持に支障があるもの、又はそのおそれがあるものについて、ダム機能の回復または向上を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化対策を実施している。

### (4) 海岸事業

高潮、波浪等による自然災害に対する県土基盤の安全性を図るために、国土交通省水管理・国土保全局所管の国東海岸（小原地区）にて海岸環境整備事業を実施している。

## (5) 災害復旧事業

河川、海岸、砂防、道路等の国土交通省水管理・国土保全局所管公共土木施設の災害は、県民生活に重大な影響を及ぼすため、早期復旧を図るとともに、再度災害の防止と安全度の向上を図るための災害復旧助成事業や河川等災害関連事業等の改良復旧事業を促進し、併せて市町村災害復旧事業の指導、監督等を行っている。

## (6) 障害防止対策事業

日出生台演習場内は著しく荒廃し、場内からの流出土砂、洪水流量の増加等により、下流の住民、耕地等に被害を与えていたため、障害を防止する目的で大分川の障害防止対策事業を実施している。

## (7) 水防

水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには「ハード整備」と「ソフト対策」が一体となった「減災体制の確立」及び「自助」「共助」「公助」がバランス良く機能した「減災対策」が必要である。このことから、水災時の迅速かつ的確な水防活動を可能とするため、河川情報基盤緊急整備事業を実施し、河川水位局、雨量局の自動観測設備の整備を行い、洪水予報河川や水防警報河川において氾濫警戒情報の発表を行っている。

また、洪水時、住民が的確に避難行動がとれるように、中小河川における「洪水浸水想定区域図」の作成や、カメラ映像から洪水危険度を視覚的に確認できる量水標設置などに取り組んでいる。

## (8) 河川及び海岸の管理

河川法及び海岸法に基づき、一級河川の指定区間並びに二級河川及び水管理・国土保全局海岸の適正な管理を行っている。

・河川監理員（令和6年度 205名）

## (9) ダムの管理

発電のある芹川ダム、北川ダムは、企業局と共同で管理しており、安岐ダム、黒沢ダム、青江ダム、床木ダム、行入ダム、野津ダム、稻葉ダム、玉来ダムは土木事務所が管理を行っている。

## (10) 水利使用

発電用、工業用、飲料用、動力用、灌漑用、養殖魚用等の水利使用の申請について、許認可等の事務を行っている。

## (11) 河川及び海岸産出物の処分

砂利、土、粘土、栗石、あし、かや、竹木、芝等の採取について、河川管理施設を損傷しないように留意し、治水上支障のないよう許可している。なお砂利採取の許認可事務は、砂利採取法に基づき河川砂利のほか、海砂利、山砂利等についても行っている。

## (12) 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管海岸の公有水面埋立て

河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域及び一般公共海岸区域の公有水面埋立法に基づく埋立ての許認可事務を行っている。

## 5. 主な当年度事業

### (1) 河川改修事業

既往洪水による浸水被害状況や沿川の状況などを考慮し、河川改修（河道掘削、引堤、堤防嵩上げなど）や川の流れを阻害している河川内の横断工作物（橋梁、堰など）の改築を行い、河道の流下能力の向上を図る。

また、賑わいのある良好な水辺空間の創出のため、地域の特色を活かした魅力的なまちづくりと一体的に環境整備を実施する。

さらに、水害時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難行動に繋げるため、河川水位局等の自動観測設備の整備、水防警報発令システムの構築及び中小河川の浸水想定区域図の作成を行う。

○代表事業箇所

玖珠川（日田市）、野上川（九重町）、山国川（中津市）、芹川（竹田市）など

### (2) ダムメンテナンス事業

県管理ダムにてライフサイクルコストの縮減、新技術等の活用が図れるよう、長寿命化計画の見直しを行うとともに、その計画に沿ったダム本体、放流設備、閥連設備、貯水池等の改良工事を実施する。

### (3) 緊急河床掘削事業（県単独事業）

洪水等による土砂堆積で流下能力が低下した河川について、人命に密接に関わる（人家・学校等）箇所の河床掘削をすることにより、早期の流下能力の改善を図り、安全で安心して暮らせる災害に強い県土づくりを行う。

### (4) 国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業

令和5年発生災害にかかる全国の国土交通省所管の公共土木施設関係補助分の被災箇所は、10,903箇所、被害額は、約3,693億円となっている。うち、九州全域では、3,515箇所、約1,110億円の被害額となっている。

このうち、本県の被災箇所は511箇所、被害額は約182億4百万円である。

※詳細は「資料編」P95に記載

## 1. 業務の概要

港湾課の業務は大きく「港湾事業」と「海岸事業」に分かれており、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」で取り組んでいる「九州の東の玄関口としての拠点化」や「地震・津波対策」などを推進している。

港湾事業…人流、物流拠点としての機能強化に向けて、船舶の大型化や貨物量の増加に対応した港湾施設の整備、大規模地震時の緊急輸送拠点となる耐震強化岸壁や緑地の整備、既存施設の延命化を図る岸壁の補修・補強、にぎわい空間の創出などの港湾整備を行う。

海岸事業…津波、高潮、高波等の被害から県土を守る一方、高度経済成長期以降の国土開発により、沿岸域の埋立てが進められてきたことなどから自然海岸が減少し、環境の悪化や住民の懇いの場が少なくなり、環境や利用に配慮した海岸整備が求められるようになってきた。このようなことから、「大分県海岸保全基本計画」を策定し、「美しく、安全で、いきいきした大分の海岸」を次世代へ継承していくことを基本理念とし、海岸に生息する貴重な動植物や美しい海岸の景観などを保全し、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸づくりを行う。

## 2. 施策の方向

- 1) 九州の東の玄関口として人流・物流機能を十分に發揮できるよう、港湾機能の強化を進める。特に、人流拠点としての別府港におけるフェリー大型化への対応やにぎわい空間創出、物流拠点としての大分港大在地区におけるRORO船等、海上輸送ニーズの増加への対応として、港湾施設の整備を重点的に進める。  
また、県南の経済活動を支える佐伯港における岸壁の老朽化対策及びふ頭用地の整備、臼杵港における新たなフェリーふ頭の整備、自動車関連産業を支える中津港の整備なども着実に進める。
- 2) 経済活動の基盤となる港湾の利活用を進めるため、航路の誘致や貨物量増大に向けたポートセールスに積極的に取り組む。また、遊休化している港湾施設や用地等の積極的な利活用を進め、使用料収入等の増大を図る。  
さらに、大分県の港湾の競争力を高めるため、施設使用料を彈力的に設定するとともに、ポートラジオ等の活用により、より高度な港湾サービスを提供する。
- 3) 港湾区域内の放置艇を解消するため、プレジャーボート等の適正管理を進め、係留保管の秩序を維持する。
- 4) 高潮・津波等の災害から防護する機能を、長期的に確保することにより、港湾・海岸における防災機能を高める。また、港湾・海岸における自然環境を保全するため、自然再生型の事業を進める。

### 3. 大分県の港湾の現状

港湾一覧表

種別	港湾名	港数
重要港湾	中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港	5
地方港湾 (56条港湾)	高田港、白野港、堅来港、羽根港、姫島港、国東港、守江港、日出港、佐賀関港、下ノ江港、白杵港、浦代港、丸市尾港 (真生港(小高島港))	15
計		20

#### (1) 定期航路の状況(大在公共ふ頭)

外貿コンテナ

港湾名	係留施設			船種	船名	積載能力(TEU)	重量トン数(D/W)	吃水(m)	船長(m)	便数	寄港地	航路開設
	岸壁名	水深(m)	延長(m)									
大分港	大在 10m岸壁	10.0	170	フルコンテナ船	PACIFIC MONACO	724	8,722	7.76	126.79	週1便	大分～志布志～高知～ひびき～光陽～釜山～博多～門司～大分	R1.7
				フルコンテナ船	SCARLET ARROW	1,020	12,310	8.23	143.0	週1便	大分～上海～伊万里～福山～水島～広島～大分	H9.7
				フルコンテナ船	ITX EHIME	1,020	12,274	8.23	143.0	週1便	大分～細島～志布志～八代～那霸～基隆～台中～高雄～那霸～志布志～八代～釜山～松山～大分	H28.2
	大在 14m岸壁	14.0	280	フルコンテナ船	ITX HIGO	1,048	12,454	8.21	146.2	週1便	大分～細島～志布志～八代～那霸～基隆～台中～高雄～那霸～志布志～八代～釜山～松山～大分	H28.2
				フルコンテナ船	STAR SKIPPER	962	12,980	8.20	142.7	週1便	大分～釜山～東京～横浜～名古屋～大分	H7.6
				フルコンテナ船	HECAN	954	12,548	8.20	145.0	週1便	大分～門司～博多～光陽～釜山～志布志～大分	H13.4
				フルコンテナ船	SHECAN	954	12,550	8.20	145.0	週1便	大分～岩国～徳山～崎山～釜山～高松～大阪～神戸～大分	R3.1

国際フィーダーコンテナ

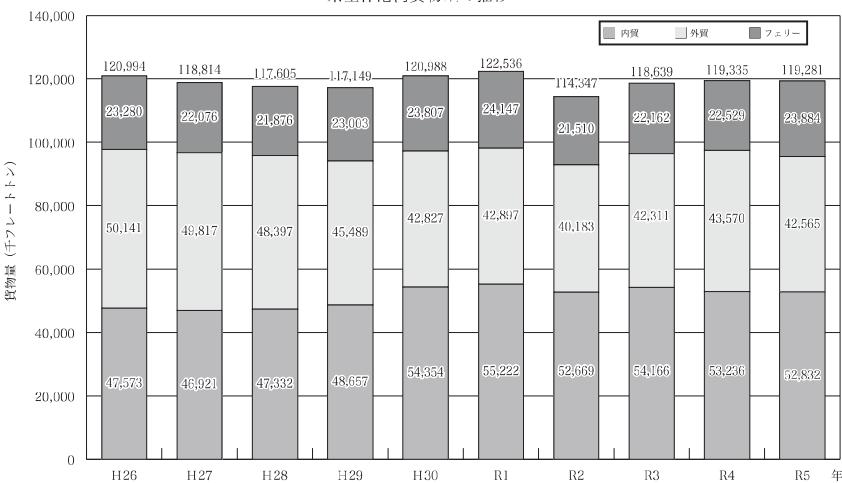
港湾名	係留施設			船種	船名	積載能力(TEU)	重量トン数(D/W)	吃水(m)	船長(m)	便数	寄港地	航路開設
	岸壁名	水深(m)	延長(m)									
大分港	大在 14m岸壁	14.0	280	フルコンテナ船	てんま	146	1,438	3.70	80.0	週1便	大分～神戸	H11.2
				フルコンテナ船	だいこく	189	2,000	3.80	95.5			
				フルコンテナ船	しげのぶ さくら さがみ	402	3,850	5.30	112.0	週1便	大分～神戸	R19.8
				フルコンテナ船	エメラルド おおぎ 他	298	5,400	4.20	118.0	週1便	大分～神戸	H26.10

## RORO船

令和6年4月1日現在

港湾名	係留施設			サービス名	船名	船種	重量 トン数 (D / W)	喫水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	線路開設 年月
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在 7.5m 岸壁	7.5	650	RORO船	さんふらわあ はかた他	RORO船	6,204	6.63	166.90	週3便	大分～東京～博多	H31.4
					ふぜん	RORO船	6,100	6.81	179.90	週1便	大分～東京～姫田	R6.1
					豊王丸	RORO船	6,597	7.14	173.34	週3便	大分～清水	H28.10

県全体港湾貨物量の推移



※その他の資料は「資料編」に記載(P.97~)

### 4. 施策の概要

## 補助事業

事業名	内容	実施予定箇所
重要港湾改修事業	・物流の拠点である港湾の基本となる航路、泊地、防波堤、岸壁、臨港道路の新設や補修	中津港、別府港、大分港、津久見港
地方港湾改修事業	・物流の拠点である港湾の基本となる航路、泊地、防波堤、岸壁、臨港道路の新設や補修	国東港、守江港、白杵港、姫島港、佐賀関港
港湾改修統合補助事業	・老朽化した港湾施設の維持補修や小規模な施設の新設	佐伯港、白杵港、白野港、津久見港、大分港
津波危機急機管理事業	・既存施設の緊急的な防災機能確保及び避難対策を推進	守江港海岸(住吉浜地区) 別府港海岸(的ヶ浜地区) 佐伯港海岸(大荒綱代、石間地区)
侵食対策事業	・海岸の侵食による被害を防ぐ	国東港海岸(向田地区)

**県単独事業**

港湾海岸管理事業	港湾区域及び海岸保全区域における占用、土砂採取等の規制ならびに使用料の徴収、その他管理業務	大分港、中津港等
港湾維持修繕事業	施設機能を保持するための維持修繕	別府港、大分港等
港湾改良事業	補助採択要件に満たない施設の改良等	国東港、佐伯港等
港湾機能施設整備事業	岸壁等の港湾施設が機能を発揮するための埠頭用地の整備	中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港、臼杵港
港湾施設維持修繕事業	上屋・野積場など特別会計施設の維持修繕	大分港、別府港等
港湾調査事業	港湾計画改訂の調査や埋立に関する調査等	大分港、国東港海岸等

**5. 主な当年度事業****港湾事業**

## 1) 大分港（重要港湾）

- ・貨物需要の増大に対応するため、新たなRORO船ターミナルの整備を行う。



大在西地区

## 2) 臼杵港（地方港湾）

老朽化したフェリーターミナルを再整備しフェリーと他の貨物船を分離することで臼杵湾での安全な航路を確保するとともに、災害発生時の緊急避難と緊急物資の輸送を行う拠点港とするため、臼杵港の下り松地区に耐震強化岸壁を備えた新しいフェリーターミナルと緑地の整備を推進する。

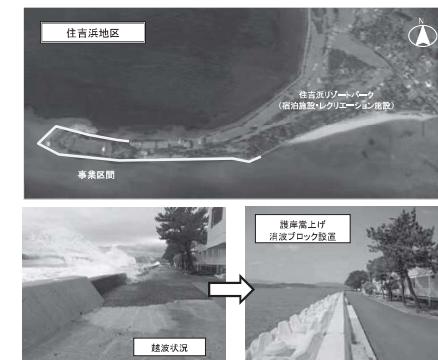


臼杵港下り松地区【イメージパース】

**海岸事業**

## 守江港海岸住吉浜地区 津波危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の推進及び避難対策を推進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を行う。



守江港海岸住吉浜地区

# 砂防課

## 1. 業務の概要

砂防課では、土砂災害から県民の生命・財産を守るために、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などによるハード対策と、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報などの提供、土砂災害に関する説明会などのソフト対策に取り組んでいる。

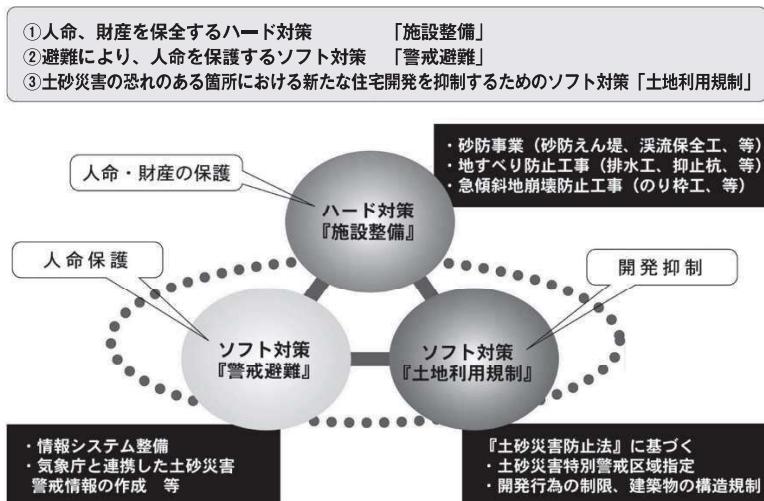
砂防課は管理班、企画・土砂災害対策班、砂防施設整備班の三班で構成されており、各班の主な事業内容について下記のとおりである。

- 管理班：砂防指定地等の指定・管理に関する事、砂防関係事業の予算に関する事
- 企画・土砂災害対策班：砂防関係事業の中・長期計画、土砂災害防止法全般に関する事。
- 砂防施設整備班：砂防事業等の調査、計画並びに工事の施行に関する事

## 2. 施策の方向

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防堰堤などのハード対策と警戒避難体制の充実・強化などのソフト対策の両輪で、総合的な土砂災害対策を推進する。

- 砂防施設の整備～命を守るハード対策～
  - ・人命とともに重要交通網などのインフラ・ライフライン、避難所などの地域防災拠点、病院や社会福祉施設などの要配慮者利用施設を守る箇所について優先的に整備します。
- 警戒避難体制の構築～命を守る行動につなぐソフト対策～
  - ・土砂災害から命を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」が大切です。このため、土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、土砂災害に関する防災情報の発信や市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成支援、啓発活動を行い、警戒避難体制の充実・強化を図ります。



## 3. 大分県の現状

大分県内の土砂災害の恐れのある箇所は、下表のとおりであり、区域数では全国で7番目に多い。

土砂災害警戒区域 <sup>*1</sup>	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり
24,835 (全国 7位)	6,008 (全国 11位)	18,527 (全国 5位)	300 (全国 20位)

※ 1 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和6年3月末時点）

砂防三法及び土砂災害防止法に基づき指定された砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定状況については、資料編P101～104を参照のこと。また、砂防施設の整備状況については、資料編P105を参照のこと。

## 4. 施策の概要

### (1) 交付金事業(ア, イ, ウ, エ, ハ)・個別補助事業(ア, イ, ウ, オ)

#### ア) 通常砂防事業

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等の保全を図るため、ハード（砂防えん堤整備等）・ソフト（情報基盤整備等）対策の両面から事業を実施する。

#### イ) 火山砂防事業

火山地域における土石流及び火山噴火に伴う火山泥流等の異常な土砂流出による災害から、下流部に存在する人家、耕地、公共施設等の保全を図るため、砂防えん堤整備等の対策を実施する。また、火山噴火時の警戒避難体制の確立のため、ソフト対策も実施する。

#### ウ) 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定を図るため、ハード（抑制工及び抑止工）対策を実施する。またソフト対策においても情報基盤整備等の事業を実施する。

#### エ) 急傾斜地崩壊対策事業

斜面の崩壊により人命に被害が生ずるおそれのある、急傾斜区域に対して施工する事業であり、ハード（擁壁整備等）・ソフト（情報基盤整備等）対策の両面から事業を実施する。

#### オ) 砂防メンテナンス事業

砂防設備、地すべり防止施設、及び急傾斜地崩壊防止施設の老朽化対策を計画的に実施する。

#### カ) 土砂災害警戒区域等調査費

土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地について地形、地質、降水、土地の利用状況等に関する基礎調査を実施する。

### (2) 災害系補助事業

#### ア) 特定緊急砂防事業

土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の土石流が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。

## イ) 特定緊急地すべり対策事業

地すべり等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の地すべりが再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。

**(3) 災害関連事業**

## ア) 砂防災害関連事業

再度災害を防止するため、被災箇所あるいは未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加え、改良復旧を実施する。

## イ) 緊急砂防事業

当該年発生の風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等の危険な状況に緊急に対処するため、砂防設備を設置する。

## ウ) 緊急地すべり対策事業

当該年発生の風水害、震災等により活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急に実施し、地すべり防止施設等を設置する。

## エ) 緊急急傾斜地崩壊対策事業

当該年発生の風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じた箇所において、緊急に対処するため、急傾斜地崩壊防止施設を設置する。

## オ) 地域防災がけ崩れ対策事業

激甚災害に伴い発生した崩壊等について、次期降雨等による再度災害を防止するため、市町村が実施するがけ崩れ防止工事に要する経費を補助する。

**(4) 単独事業**

## ア) 砂防維持管理費

砂防指定地、地すべり防止区域、及び急傾斜地崩壊危険区域及び施設の適正な維持管理を図るため、指定標識板及び標柱の設置などを実施する。

## イ) 砂防・地すべり監視事業費

雨量計の保守点検や火山監視システム、地すべり監視システムの運用等を行う。

## ウ) 砂防調査費

新規公共事業予定箇所の調査、地すべり防止区域の調査・観測、災害関連事業要望のための事前調査を実施する。

## エ) 砂防改修事業

国庫補助対象とならない渓流保全工等を実施する。

## オ) 急傾斜地崩壊対策事業

国庫補助事業の対象とならない箇所で、保全対象が5戸以上かつがけ高5m以上の急傾斜区域において、急傾斜地の崩壊による被害を防止するための工事を緊急度に応じて実施するとともに、市町村が行う保全対象5戸未満の対策事業に対して助成する。

## カ) 砂防施設再生事業

国庫補助事業の対象とならない箇所で砂防施設の機能が適切に果たされたよう、優先順位をつけて施設の補強等を実施する。

## キ) 土砂災害避難促進事業

土砂災害警戒区域等に指定された地区について、速やかに地域住民への周知を図るとともに、災害時の早めの避難行動につなぐため、市町村が行うハザードマップの作成委託に係る経費に対して助成する。

的確な避難行動を促進するため、土砂災害警戒区域がある自治区等へ土砂災害の専門家を派遣し、ハザードマップの再点検や地区タイムラインの作成、避難訓練等を支援するとともに、ポスターやチラシ等を配布し、避難行動の促進を図る。

**5. 主な当年度事業**

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	実施箇所（継続）	実施箇所（新規）
砂防関係事業		9,477,776		
交付金		3,500,105		
	通常砂防事業	1,400,908	えん堤工：津志河内川②（佐伯市大字長良）外 えん堤工：花合野川（由布市湯布院町湯平）外	えん堤工：羽飛川二支溪（豐後大野市三重町秋葉）外
	火山砂防事業	810,411	えん堤工：芝原川②（中津市耶馬溪町金吉）外 火山噴火対策：九重山（玖珠郡九重町田野）外	
	地すべり対策事業	253,086	瀬の口地区（竹田市次倉）外	
	急傾斜地崩壊対策事業	1,035,700	新町地区（速見郡日出町大字豊岡）外	小福千鳥穴地区（豊後大野市大野町原原）外
補助事業		815,850		
	特定緊急砂防事業	124,950		森木川支流（日田市大字小野）外
	砂防メンテナンス事業	690,900	白水川（玖珠郡九重町田野）外	野田地区（日田市中津江村字柄野）外
災害関連事業		2,312,000		
	砂防災害関連事業	274,000	－	－
	緊急砂防事業	1,698,000	－	－
	緊急地すべり対策事業	120,000	－	－
	緊急急傾斜地崩壊対策事業	220,000	－	－
県単独事業		2,849,821		
	砂防改修事業	167,000	－	－
	急傾斜地崩壊対策事業	800,000	－	－
	砂防施設再生事業	53,300	－	－
	砂防施設・急傾斜地灾害防止緊急対策事業	1,700,000	－ －	－ －
	砂防調査費	81,921	－	－
	土砂災害情報周知啓発推進事業	19,000	－	－
	砂防維持管理費	5,450	－	－
	砂防・地すべり監視事業費	23,150		

### ○砂防事業

砂防事業は、県民の生命や財産を土石流や火山泥流の土砂災害から守り、安全な社会基盤の形成及び水と緑豊かな生活環境の創造を図るために、計画的に事業を推進している。

そのなかでも土砂災害の被害を受けるおそれのある「要配慮者利用施設等」を有する箇所を優先して整備することにより、安心して生活できる県土づくりを目指している。

令和6年度は、県内85渓流にて砂防事業を展開し、下流域の早急な保全を図っていく。



宮原川（宇佐市）：火山砂防事業

### ○地すべり対策事業

地すべり対策事業は、近年における異常気象の増加によって変動が活発化し、災害をもたらした地すべり区域のうち、緊急に対策を必要とする区域及び治水上危険性の高い区域において事業を推進している。

令和6年度は、県内6区域にて地すべり事業を展開し、計画的な対策工事を実施していく。



小野地区（日田市）：地すべり対策事業

### ○急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業は、毎年多発する急傾斜地の崩壊による災害を防止し、安全で安心できる生活基盤の確保を図るために、計画的に事業を推進している。

令和6年度においては、県内107地区において、急傾斜地崩壊対策事業を展開し、土砂災害のうちもっとも身近な現象であるがけ崩れから人命を守るため、計画的に対策工事を実施していく。



宮園地区（佐伯市）

### ○基礎調査

基礎調査は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害発生のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の調査、土地の利用状況に関する調査等を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知し、土砂災害防止のための対策を推進していく。

## 都市・まちづくり推進課

### 1. 業務の概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、土地利用（用途地域など）、都市施設（道路、公園など）及び市街地開発事業（区画整理事業、市街地再開発事業など）について総合的な計画を定め、より良いまちづくりを進めるものである。

本県は、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある17の都市計画区域を有しており、県人口の約8割が居住している。今後とも、県民の多様なニーズに的確に応え、都市計画に関する基礎調査（人口の規模、土地利用、交通量等）に基づき、将来の土地利用や都市施設、市街地開発事業の整備方針を定める。

また、個性豊かでうるおいのある魅力的な景観の形成や、まちづくりの実現を図る。

### 2. 施策の方向

人口減少・高齢化の進展や地球環境問題の深刻化、価値観・ライフスタイル・ニーズの多様化、安全・安心への意識の高まり、グローバルな繋がりの進展など、暮らしを取り巻く環境は大きく変化している。このような中、本県においては、市中心街地の空洞化や公共交通の利用低下、景観の保全など様々な問題が生じており、こうした状況への適切な対応が求められている。

このため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活を確保することを基本理念に、地域の魅力を高め、環境と共生したコンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域住民の意見を取り入れながら、関係市町村と一緒に計画的に整備を進めていく。

### 3. 大分県の現状

#### 都市計画の概要

都市計画区域は、大分市の大正15年4月30日をはじめに、現在14市2町で指定しており、都市計画区域面積は105,130haで県総面積の約16.6%、同区域内人口は924,919人で県総人口の約84.8%となっている。

#### 都市計画適用市町一覧表

令和6年3月31日現在

都市名	都市計画区域名	都市計画区域指定		行政区域		都市計画区域		比率(%)	
		当初	最終	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口	面積
大分市	大分	大 15. 4.30	昭 56.10.30	473,101	50,239	461,922	36,105	97.6	71.9
別府市	別府	昭 2. 4. 1	昭 53.12.22	112,010	12,534	111,715	8,586	99.7	68.5
中津市	中津	昭 6.12. 1	昭 32.12. 9	81,760	49,144	69,499	5,626	85.0	11.4
日田市	日田	昭 12. 4.26	昭 43.12.28	60,542	66,603	47,827	6,625	79.0	9.9
佐伯市	佐伯	昭 9. 5.23	昭 56.10.30	65,091	90,314	35,797	4,125	55.0	4.6
臼杵市	臼杵	昭 25. 7. 5	昭 49. 4. 2	35,391	29,120	25,367	4,822	71.7	16.6
津久見市	津久見	昭 9. 11.0	昭 56.10.30	15,234	7,948	13,091	4,999	85.9	62.9
竹田市	竹田	昭 23. 3.31	昭 43. 4.16	19,138	47,753	7,039	1,754	36.8	3.7
豊後高田市	豊後高田	昭 24. 7. 2	平 6. 4. 1	21,804	20,624	15,143	5,300	69.4	25.7
杵築市	杵築	昭 18. 5. 5	昭 60. 7.19	26,528	28,008	18,539	5,029	69.9	18
宇佐市	宇佐	昭 14. 9.27	平 26. 3.14	52,262	43,905	41,947	9,622	80.2	21.9
豊後大野市	三重	昭 23.12.28	昭 56.10.30	32,452	60,314	12,651	2,235	38.9	3.7
由布市	湯布院	昭 23.10.26	平 1. 9.18	33,531	31,932	16,403	2,489	48.9	7.8
国東市	国東	昭 25. 1.21	昭 43. 4.16	25,486	31,810	3,717	827	14.6	2.6
日出町	日出	昭 18. 5. 5	平 11. 9.21	27,897	7,326	27,005	4,039	96.8	55.1
玖珠町	玖珠	昭 35.12.24	令 3. 3. 2	13,888	28,660	9,049	1,072	65.2	3.7
計				1,096,115	606,231	921,919	105,130	84.4	17.3
県計				1,090,789	634,070			84.8	16.6

\*別府市の都市計画区域名は別府国際觀光温泉文化都市建設計画

\*人口については 令和6年3月31日現在

\*面積（行政区域面積）については 令和6年1月1日現在（国土地理院による）

## 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分

一般的に「線引き」と言われ、無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うために、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と、当面市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに区分して、段階的な市街化を図ることを目的としたものである。

### 市街化区域及び市街化調整区域

令和6年3月31日現在

都 市 計 画 名	都 市 計 画 面 積	市 街 化 区 域 内 面 積	市 街 化 区 域 内 人 口	市 街 化 区 域 の 割 合	決 定 年 月 日	摘要
大 分 市	36.105ha	11.288ha	408.6千人 (現況)	31.3%	S 45.12.25 R 3.3.26	当初最終
別 府 市	8.587ha	2.818ha	110.6千人 (現況)	32.8%	S 45.12.25 R 3.3.26	当初最終

※各都市計画区域の「土地利用」「都市施設」等詳細データは「資料編」に記載(P107~)

## ◆準都市計画区域

都市計画区域外において、道路整備により利便性が著しく向上する既存集落周辺や高速道路のインターチェンジ周辺など、そのまま放置すれば用途の混在や不適切な農地の浸食等が懸念され、土地利用の整序又は環境の保全が求められる区域である。

都市名	区域名	面積	当初決定年月日	最終決定年月日
大分市	本神崎準都市計画区域	95ha	H 22. 3.31	H 22. 3.31
大分市	佐賀関準都市計画区域	494ha	R 3. 3.26	R 3. 3.26
中津市	三光準都市計画区域	1.459ha	H 22. 3.31	H 22. 3.31

## 市町村の景観行政団体への移行状況

	移行年月日		移行年月日		移行年月日
大分市	H 16.12.17	津久見市	H 30. 3.30	由布市	H 17. 9.19
別府市	H 17. 4. 1	竹田市	H 23. 2. 7	国東市	H 20. 5. 1
中津市	H 18. 7.21	豊後高田市	H 19. 5. 1	姫島村	H 27. 1. 1
日田市	H 19. 4. 1	杵築市	H 18. 7.17	日出町	R 1.12. 1
佐伯市	H 29. 3. 1	宇佐市	H 18. 4.14	九重町	H 31. 2. 1
白杵市	H 18. 3.27	豊後大野市	H 28. 3. 1	玖珠町	R 2. 3.31

## 4. 施策の概要

### ◆都市計画区域マスターplan（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画区域マスターplanとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における土地利用や都市施設等の方針について定めたものである。

大分県では、平成16年4月に18区域（14市2町）の都市計画区域マスターplanを策定したが市町村合併等による変化を背景に平成23年3月に改訂した。その後、概ね10年後の目標年次に到達したことを受け、社会情勢の変化や法・制度改正に伴って、17区域を令和3年3月に改訂した。（佐賀関は準都市計画区域に移行）

今後は、プランの着実な実行と住民が主役のまちづくりを支援するため、「まちづくり懇談会」「大分県都市計画・

まちづくり研究会」を継続させ、県と市町の連携を一層強化するとともに、積極的な都市計画情報の提供や計画の進捗管理に努め、地域の課題に対応した都市政策を推進する。

### ◆大分都市圏総合都市交通計画

急速に進行する高齢化や中心市街地の衰退、公共交通の衰退等への対策や集約型都市構造の実現に向けた、過度に車に依存しない交通環境の実現のため、大分都市圏（大分市、別府市、臼杵市、豊後大野市、由布市、日出町）の総合的な交通政策の基本方針を示したもので、平成27年度に策定し、令和2年度に一部改訂した。

### ◆都市施設の整備・見直し

これまで本県では、人口の増大や経済の発展、そして各種開発計画等に対応して、道路、公園をはじめとする都市施設の計画決定を行い、順次計画的に整備を行ってきたところである。

しかし、県内の都市施設の中には、都市計画決定後何十年も整備が進まない都市施設があり、今後の整備にあたっては、法に基づく建築制限を長期間課せられている関係者を含めた地域社会の合意形成を図ることがこれまで以上に重要な課題となっており、過去に計画された都市施設についてもその後の社会経済の変化によってその役割が大きく変化し、都市施設そのもののを見直すべきケースがあることも想定される。そこで本県では、関係市町村とともにおむね10年以内の都市施設の整備状況や周辺土地利用の変化などを考慮しながら、必要に応じて整備・見直しを行う。

### ◆開発許可の審査

都市計画法に基づく開発許可制度は昭和43年に創設され、県内全域において適用されている。また、平成18年には都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要であるという認識のもと、これまで開発許可不要とされていた公共公益施設が許可対象となり、市街化調整区域における大規模な計画的開発を許可できる基準が削除される等の法改正がなされている。これらの背景を踏まえつつ、開発行為について公共施設や排水整備等、必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保するため審査を行う。

### ◆街路事業

良好な市街地の形成を図るため、都市構造の骨格を形成するとともに、都市交通の円滑化、住宅、宅地の供給促進、防災避難路の確保等の多様な機能を有する都市内道路網として街路事業の整備促進を図る。

（都）庄の原佐野線（大分市大字下郡～大分市明野西1丁目）、（都）錢渕大宮線（日田市大字高瀬）、（都）外馬場靖矢堂線（中津市大字牛神～中津市大字下池永）、（都）南立石龜川線（別府市大字鶴見）、（都）玉来吉田線（竹田市大字玉来）、（都）駅前高市線（豊後大野市三重町市場）、（都）鶴嶋駅前松岡線（大分市大字松岡）

### ◆土地区画整理事業

道路などの都市基盤整備が未整備な市街地や、今後市街化が予想される地区を健全な市街地にするため施工地区内の土地の交換分合（換地及び減歩）により、道路、公園、河川、広場などの公共施設の整備と同時に宅地の区画形状を整える。

### ◆都市防災総合推進事業

市街地の総合的な防災性の向上及び被災地の早期復興を図るために、都市の防災構造化、住民の意識向上、事前復興準備及び被災地における復興まちづくりなどの取組により、災害に強いまちづくりを支援・推進する。

大分市沿岸部地区、三井北地区（事業主体：大分市）、天ヶ瀬温泉地区（事業主体：日田市）、佐伯市全域地区（事業主体：佐伯市）、湯平温泉地区（事業主体：由布市）、日出町地区（事業主体：日出町）

盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、宅地、森林、農地等にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する取組を推進する。

盛土による災害防止のための調査（事業主体：大分県、大分市）